

## 議案第12号

### 北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

#### 提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とすることができる特例を削除するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例（平成18年北名古屋市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、なお従前の例による。